

令和7年第4回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件名	ページ番号
議案第102号	令和7年度三豊市一般会計補正予算(第4号)	3
議案第103号	令和7年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	4
議案第104号	令和7年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)	5
議案第105号	令和7年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	6
議案第106号	令和7年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	7
議案第107号	令和7年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)	8
議案第108号	令和7年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号)	9
議案第109号	令和7年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)	10
議案第110号	令和7年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算(第2号)	11
議案第111号	令和7年度三豊市病院事業会計補正予算(第4号)	12
議案第112号	令和7年度三豊市集落排水事業会計補正予算(第1号)	13
議案第113号	組織機構改革に伴う関係条例の整備について	14
議案第114号	督促手数料廃止に伴う関係条例の整備について	17
議案第115号	児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備について	22
議案第116号	三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部改正について	24
議案第117号	三豊市職員の給与に関する条例及び三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	28
議案第118号	三豊市駐輪場条例の一部改正について	48
議案第119号	三豊市印鑑条例の一部改正について	50
議案第120号	三豊市財田町国保高齢者保健福祉支援センター条例の一部改正について	52
議案第121号	三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	55

議案番号	件 名	ページ 番号
議案第122号	三豊市幼保連携型認定こども園条例等の一部改正について	57
議案第123号	三豊市立学校条例の一部改正について	61
議案第124号	三豊市市民体育館条例の一部改正について	63
議案第125号	三豊市立学校体育施設利用条例の一部改正について	66
議案第126号	三豊総合病院企業団規約の一部変更について	70
議案第127号	工事請負契約の変更契約の締結について(令和6年度 三豊市立松崎地区就学前施設新築工事(建築))	72
議案第128号	工事請負契約の変更契約の締結について(令和6年度 市民センター詫間(仮称)新築工事(建築))	73
議案第129号	工事請負契約の変更契約の締結について(令和6年度 三豊市立豊中学校(仮称)新築工事(建築))	74
議案第130号	工事請負契約の変更契約の締結について(令和6年度 三豊市立豊中学校(仮称)新築工事(電気設備))	75
議案第131号	工事請負契約の変更契約の締結について(令和6年度 三豊市立豊中学校(仮称)新築工事(機械設備))	76
議案第132号	工事請負契約の変更契約の締結について(令和6年度 三豊市文化会館マーガレットホール特定天井改修その他工事)	77
議案第133号	財産の取得について	78
議案第134号	指定管理者の指定について(三豊市父母ヶ浜海水浴場施設)	79
議案第135号	指定管理者の指定について(三豊市高瀬町老人デイサービスセンター)	80
議案第136号	指定管理者の指定について(三豊市立松崎こども園(仮称))	81
議案第137号	指定管理者の指定について(不動の滝カントリーパーク及び三豊市豊中コミュニティセンター)	82
議案第138号	指定管理者の指定について(三豊市緑ヶ丘総合運動公園)	83

議案第102号

令和7年度三豊市一般会計補正予算（第4号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度三豊市一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第103号

令和7年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度三豊市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第104号

令和7年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第105号

令和7年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第106号

令和7年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 107 号

令和 7 年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度三豊市介護サービス事業特別会計
補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 108 号

令和 7 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第109号

令和7年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 110 号

令和 7 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 111 号

令和 7 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 112 号

令和 7 年度三豊市集落排水事業会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度三豊市集落排水事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第113号

組織機構改革に伴う関係条例の整備について

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(三豊市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置条例の一部改正)

第1条 三豊市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置条例（平成19年三豊市条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>健康福祉部長寿介護課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>健康福祉部介護保険課</u> において処理する。

(三豊市老人ホーム等入所判定委員会設置条例の一部改正)

第2条 三豊市老人ホーム等入所判定委員会設置条例（平成20年三豊市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第3条 委員会は、委員5人で組織する。 2 委員は、保健所代表、医師、地域包括支援センター管理者、老人福祉施設長及び <u>健康福祉部長寿介護課長</u> のうちから、市長が <u>委嘱し、又は任命する</u> 。 (庶務) 第9条 委員会の庶務は、 <u>健康福祉部長寿介護課</u> において処理する。	(組織) 第3条 委員会は、委員5人で組織する。 2 委員は、保健所代表、医師、地域包括支援センター管理者、老人福祉施設長及び <u>健康福祉部福祉課長</u> のうちから、市長が <u>委嘱する</u> 。 (庶務) 第9条 委員会の庶務は、 <u>健康福祉部福祉課</u> において処理する。

(三豊市地域包括支援センター等運営協議会設置条例の一部改正)

第3条 三豊市地域包括支援センター等運営協議会設置条例（平成26年三豊市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>健康福祉部長寿介護課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>健康福祉部介護保険課</u> において処理する。

(三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例の一部改正)

第4条 三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例（平成30年三豊市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が<u>委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>健康福祉部長寿介護課</u>において処理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が<u>委嘱する</u>。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>健康福祉部介護保険課</u>において処理する。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 114 号

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備について

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(三豊市税条例の一部改正)

第1条 三豊市税条例（平成18年三豊市条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 徴収金 市税並びにその <u>延滞金</u> 、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)・(4) 略 (公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を</u> 三豊市公式式条例(平成18年三豊市条例第3号)別表に規定する掲示場に <u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧することができる状態に置く措置をとることによってする</u> ものとする。 (納税証明事項) 第18条の3 <u>施行規則</u> 第1条の9 第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 徴収金 市税並びにその <u>督促手数料、延滞金</u> 、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)・(4) 略 (公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を</u> 三豊市公式式条例(平成18年三豊市条例第3号)別表に規定する掲示場に <u>掲示して行う</u> <u>るものとする。</u> (納税証明事項) 第18条の3 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9</u> 第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。
	(督促手数料)

第21条 削除

第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

(三豊市介護保険条例の一部改正)

第2条 三豊市介護保険条例（平成18年三豊市条例第137号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(削除)	<u>(保険料の督促手数料)</u> <u>第7条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、これを徴収しない。</u>
第7条 略	<u>第7条の2 略</u>

(三豊市農業及び漁業集落排水処理施設条例の一部改正)

第3条 三豊市農業及び漁業集落排水処理施設条例（平成18年三豊市条例第145号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>(延滞金)</u> 第21条 使用料の <u>延滞金</u> は、 <u>三豊市税外収入金の延滞金に関する条例</u> （平成20年三豊市条例第36号）の規定による。	<u>(督促手数料及び延滞金)</u> 第21条 使用料の <u>督促手数料及び延滞金</u> は、 <u>三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例</u> （平成20年三豊市条例第36号）の規定による。

(三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 三豊市後期高齢者医療に関する条例（平成20年三豊市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(削除)	<u>(保険料の督促手数料)</u> <u>第6条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、これを徴収しない。</u>

(三豊市公営設置浄化槽管理条例の一部改正)

第5条 三豊市公営設置浄化槽管理条例（平成20年三豊市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(延滞金)</u></p> <p>第7条 使用料の<u>延滞金</u>は、<u>三豊市税外収入金の延滞金に関する条例</u> (平成20年三豊市条例第36号)の規定による。</p>	<p><u>(督促手数料及び延滞金)</u></p> <p>第7条 使用料の<u>督促手数料及び延滞金</u>は、<u>三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例</u>(平成20年三豊市条例第36号)の規定による。</p>

(三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例の一部改正)

第6条 三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例（平成20年三豊市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>三豊市税外収入金の<u>延滞金</u>に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第2項の規定による分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の収入(以下「税外収入金」という。)に係る<u>延滞金</u>の徴収については、法令その他に別段の定めがあるものほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(削除)</p> <p>(延滞金)</p> <p><u>第3条 督促手数料の額は、督促状1通につき100円とする。</u></p> <p>(延滞金)</p> <p><u>第4条 第2条の規定により発した督促状に指定した期限までに税外収入金</u>を完納しないときは、納期限の翌日から税外収入金完納の日までの日数に応じ、納入通知書1通の金額(その金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴</p>	<p>三豊市税外収入金の<u>督促手数料及び延滞金</u>に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第2項の規定による分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の収入(以下「税外収入金」という。)に係る<u>督促手数料及び延滞金</u>の徴収については、法令その他に別段の定めがあるものほか、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>(督促手数料)</u></p> <p><u>第3条 督促手数料の額は、督促状1通につき100円とする。</u></p> <p>(延滞金)</p> <p><u>第4条 第2条の規定により発した督促状に指定した期限までに税外収入金</u>及び<u>督促手数料</u>を完納しないときは、納期限の翌日から税外収入金完納の日までの日数に応じ、納入通知書1通の金額(その金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴</p>

収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)・(2) 略 2 略 第4条 略	収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)・(2) 略 2 略 第5条 略
--	--

(三豊市債権管理条例の一部改正)

第7条 三豊市債権管理条例（令和2年三豊市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(私債権以外の督促等) 第8条 私債権を除く市の債権に係る督促の手続並びに <u>延滞金</u> の徴収については、法令又は他の条例及びこれに基づく規則等に特別の定めがある場合を除くほか、 <u>三豊市税外収入金の延滞金に関する条例</u> （平成20年三豊市条例第36号）の例による。 (担保の提供) 第12条 市長は、一の債務者に係る滞納金額(<u>延滞金</u> 又は遅延損害金を除く。)が50万円を超えるときは、当該債務者に対し保証人の保証その他担保の提供を求める。ただし、債務者が提供できる担保を有しないときその他担保を提供できない特別の事情があるときは、この限りでない。 2~7 略	(私債権以外の督促等) 第8条 私債権を除く市の債権に係る督促の手続並びに <u>督促手数料及び延滞金</u> の徴収については、法令又は他の条例及びこれに基づく規則等に特別の定めがある場合を除くほか、 <u>三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例</u> （平成20年三豊市条例第36号）の例による。 (担保の提供) 第12条 市長は、一の債務者に係る滞納金額(<u>督促手数料及び延滞金</u> 又は遅延損害金を除く。)が50万円を超えるときは、当該債務者に対し保証人の保証その他担保の提供を求める。ただし、債務者が提供できる担保を有しないときその他担保を提供できない特別の事情があるときは、この限りでない。 2~7 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中三豊市税条例第18条の改正規定及び次条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(公示送達に関する経過措置)

第2条 改正後の三豊市税条例第18条の規定は、前条ただし書に規定する施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(督促手数料の経過措置)

第3条 この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

議案第 115 号

児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備について

児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 1 号

児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年三豊市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法 <u>第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号に、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもたちの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもたちの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三豊市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第116号

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部改正について

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例

(三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成18年三豊市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給方法)</p> <p>第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。</p>	<p>(支給方法)</p> <p>第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。</p>

第2条 三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(支給方法)	(支給方法)

第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の176.25」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。

第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。

(三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部改正)

第3条 三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例(平成18年三豊市条例第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当等) 第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の177.5</u> 」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて	(期末手当等) 第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて

100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。

100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。

第4条 三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当等)</p> <p>第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の176.25</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当等)</p> <p>第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び第3条の規定による改正後の三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（以下「改正後の条例」と総称する。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び第3条の規定による改正前の三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 117 号

三豊市職員の給与に関する条例及び三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

三豊市職員の給与に関する条例及び三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市職員の給与に関する条例及び三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(三豊市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(初任給調整手当) 第11条 新たに採用された医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職員には、月額 <u>41万7,600円</u> を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとに、その額を減じて、初任給調整手当として支給する。	(初任給調整手当) 第11条 新たに採用された医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職員には、月額 <u>41万6,600円</u> を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとに、その額を減じて、初任給調整手当として支給する。
2 略	2 略
(期末手当) 第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下の条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ、在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条から第29条までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。	(期末手当) 第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下の条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ、在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条から第29条までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては</u> 100分の125、 <u>12月に支給する場合においては</u> 100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」 <u>とし、「100分の127.</u>	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」 <u>とし、「100分の127.</u>

5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4・5 略

(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分の級	職	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額							
定年	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前再1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	
任用2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	
短時3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	

とする。

4・5 略

(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額の総額

100分の105

を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の50 を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分の級	職	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額							
定年	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前再1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	
任用2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	
短時3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	

間勤4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	間勤4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
務職5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	務職5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
員以6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	員以6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
外の7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	外の7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
職員8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	職員8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			

<u>48</u>	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700			<u>48</u>	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
<u>49</u>	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900			<u>49</u>	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
<u>50</u>	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200			<u>50</u>	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800
<u>51</u>	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400			<u>51</u>	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
<u>52</u>	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700			<u>52</u>	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
<u>53</u>	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900			<u>53</u>	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600
<u>54</u>	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200			<u>54</u>	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900
<u>55</u>	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500			<u>55</u>	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
<u>56</u>	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800			<u>56</u>	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
<u>57</u>	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000			<u>57</u>	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
<u>58</u>	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300			<u>58</u>	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000
<u>59</u>	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600			<u>59</u>	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
<u>60</u>	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800			<u>60</u>	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
<u>61</u>	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000			<u>61</u>	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
<u>62</u>	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300			<u>62</u>	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
<u>63</u>	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600			<u>63</u>	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
<u>64</u>	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800			<u>64</u>	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
<u>65</u>	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000			<u>65</u>	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
<u>66</u>	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300			<u>66</u>	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
<u>67</u>	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600			<u>67</u>	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
<u>68</u>	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800			<u>68</u>	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
<u>69</u>	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000			<u>69</u>	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
<u>70</u>	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300			<u>70</u>	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
<u>71</u>	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600			<u>71</u>	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
<u>72</u>	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800			<u>72</u>	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
<u>73</u>	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000			<u>73</u>	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
<u>74</u>	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300				<u>74</u>	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
<u>75</u>	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600				<u>75</u>	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
<u>76</u>	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800				<u>76</u>	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
<u>77</u>	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000				<u>77</u>	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
<u>78</u>	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300				<u>78</u>	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
<u>79</u>	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600				<u>79</u>	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	
<u>80</u>	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800				<u>80</u>	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
<u>81</u>	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000				<u>81</u>	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
<u>82</u>	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300				<u>82</u>	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
<u>83</u>	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600				<u>83</u>	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
<u>84</u>	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800				<u>84</u>	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
<u>85</u>	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000				<u>85</u>	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
<u>86</u>	266, 200	305, 800	355, 700	397, 100	409, 300				<u>86</u>	256, 000	297, 100	346, 000	386, 700	398, 500	
<u>87</u>	266, 500	306, 100	356, 100	397, 700	409, 600				<u>87</u>	256, 300	297, 400	346, 400	387, 300	398, 800	
<u>88</u>	266, 800	306, 400	356, 500	398, 300	409, 800				<u>88</u>	256, 600	297, 700	346, 800	387, 900	399, 000	
<u>89</u>	267, 100	306, 700	356, 700	399, 000	410, 000				<u>89</u>	256, 900	298, 000	347, 000	388, 600	399, 200	
<u>90</u>	267, 400	307, 000	357, 100	399, 600	410, 300				<u>90</u>	257, 200	298, 300	347, 400	389, 200	399, 500	
<u>91</u>	267, 700	307, 300	357, 500	400, 200	410, 600				<u>91</u>	257, 500	298, 600	347, 800	389, 800	399, 800	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない
全ての職員に適用する。

別表第2(第4条関係)

92	257,800	299,000	348,200	390,400	400,000		
93	258,100	299,200	348,400	391,100	400,200		
94	299,400	348,800	391,700				
95	299,700	349,200	392,300				
96	300,100	349,500	392,900				
97	300,300	349,800	393,600				
98	300,600	350,200					
99	301,000	350,600					
100	301,400	351,000					
101	301,600	351,500					
102	301,900	351,900					
103	302,200	352,300					
104	302,500	352,700					
105	302,700	353,200					
106	303,000	353,600					
107	303,300	353,900					
108	303,600	354,200					
109	303,800	354,700					
110	304,200						
111	304,600						
112	304,900						
113	305,100						
114	305,300						
115	305,600						
116	306,000						
117	306,200						
118	306,400						
119	306,700						
120	307,000						
121	307,400						
122	307,600						
123	307,900						
124	308,200						
125	308,500						
定年	基準給料月額						
前再	円	円	円	円	円	円	円
任用	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700
短時							
間勤							
務職							
員							

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない
全ての職員に適用する。

別表第2(第4条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円
前再1	305,600	415,600	470,300	566,200	
任用2	307,900	418,300	472,300	572,300	
短時3	310,200	420,900	474,200	577,400	
間勤4	312,400	423,300	476,100	582,100	
務職5	314,500	425,600	477,500	586,400	
員以6	318,000	427,800	479,200	590,700	
外の7	321,500	429,800	481,000	594,100	
職員8	324,900	431,900	482,800	597,000	
9	328,300	434,000	484,600	599,500	
10	331,800	435,500	486,300	601,800	
11	335,200	437,000	488,100		
12	338,600	438,500	489,900		
13	342,000	439,900	491,700		
14	345,500	441,300	493,400		
15	348,900	442,800	495,200		
16	352,300	444,200	497,000		
17	355,700	445,500	498,800		
18	358,800	447,000	500,700		
19	362,000	448,400	502,600		
20	365,200	449,800	504,500		
21	368,500	451,100	506,400		
22	371,600	452,600	508,100		
23	374,700	454,000	509,900		
24	377,700	455,400	511,700		
25	380,800	456,800	513,300		
26	383,100	458,200	515,100		
27	385,400	459,500	516,900		
28	387,600	460,900	518,400		
29	389,500	462,300	519,800		
30	391,200	463,600	521,500		
31	392,900	465,000	523,300		
32	394,700	466,400	525,000		
33	396,400	467,700	526,500		
34	398,200	469,100	527,800		
35	399,800	470,400	529,100		
36	401,100	471,800	530,400		

医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円
前再1	291,400	400,300	455,100	549,800	
任用2	293,700	403,000	457,100	555,900	
短時3	296,000	405,600	459,000	561,200	
間勤4	298,200	408,100	460,900	566,100	
務職5	300,300	410,500	462,300	570,500	
員以6	303,800	412,700	464,100	574,800	
外の7	307,300	414,800	465,900	578,400	
職員8	310,700	416,900	467,700	581,400	
9	314,100	419,000	469,500	583,900	
10	317,600	420,500	471,300	586,200	
11	321,000	422,000	473,100		
12	324,400	423,500	474,900		
13	327,800	424,900	476,700		
14	331,300	426,400	478,500		
15	334,700	427,900	480,300		
16	338,100	429,300	482,100		
17	341,500	430,700	483,900		
18	344,600	432,200	485,800		
19	347,700	433,700	487,700		
20	350,800	435,100	489,600		
21	354,000	436,500	491,500		
22	357,100	438,000	493,200		
23	360,200	439,500	495,000		
24	363,200	440,900	496,800		
25	366,200	442,300	498,400		
26	368,500	443,700	500,200		
27	370,800	445,100	502,000		
28	373,000	446,500	503,600		
29	374,900	447,900	505,000		
30	376,600	449,300	506,700		
31	378,300	450,700	508,500		
32	380,100	452,100	510,200		
33	381,900	453,500	511,700		
34	383,700	454,900	513,000		
35	385,300	456,300	514,300		
36	386,700	457,700	515,600		

37	402, 500	473, 200	531, 400	37	388, 100	459, 100	516, 600
38	403, 900	474, 900	532, 700	38	389, 600	460, 800	517, 900
39	405, 300	476, 500	534, 000	39	391, 100	462, 400	519, 200
40	406, 700	478, 000	535, 300	40	392, 600	464, 000	520, 500
41	408, 200	479, 600	536, 300	41	394, 100	465, 600	521, 500
42	408, 900	480, 800	537, 100	42	394, 800	466, 800	522, 300
43	409, 500	481, 900	537, 900	43	395, 400	468, 000	523, 100
44	410, 100	483, 000	538, 700	44	396, 100	469, 100	523, 900
45	410, 900	484, 000	539, 600	45	397, 000	470, 100	524, 800
46	411, 500	484, 900	540, 400	46	397, 600	471, 100	525, 600
47	412, 100	485, 800	541, 200	47	398, 200	472, 000	526, 400
48	412, 600	486, 600	541, 900	48	398, 800	472, 800	527, 100
49	413, 100	487, 300	542, 700	49	399, 400	473, 500	527, 900
50	413, 500	488, 000	543, 500	50	399, 900	474, 200	528, 700
51	414, 000	488, 700	544, 200	51	400, 400	474, 900	529, 400
52	414, 400	489, 300	545, 100	52	400, 900	475, 500	530, 300
53	414, 800	489, 900	546, 000	53	401, 400	476, 200	531, 200
54	415, 100	490, 600	546, 800	54	401, 800	476, 900	532, 000
55	415, 400	491, 200	547, 700	55	402, 200	477, 500	532, 900
56	415, 800	491, 800	548, 600	56	402, 600	478, 100	533, 800
57	416, 100	492, 100	549, 400	57	403, 000	478, 400	534, 600
58	416, 500	492, 700	550, 200	58	403, 400	479, 000	535, 500
59	416, 800	493, 300	551, 000	59	403, 800	479, 700	536, 400
60	417, 200	494, 000	551, 700	60	404, 200	480, 400	537, 100
61	417, 600	494, 400	552, 500	61	404, 600	480, 800	537, 900
62	417, 900	495, 000	553, 400	62	405, 000	481, 400	538, 800
63	418, 200	495, 700	554, 300	63	405, 400	482, 100	539, 700
64	418, 500	496, 400	555, 200	64	405, 800	482, 800	540, 600
65	418, 800	496, 800	556, 000	65	406, 100	483, 200	541, 400
66		497, 400	556, 900	66		483, 800	542, 300
67		498, 000	557, 800	67		484, 400	543, 200
68		498, 500	558, 700	68		484, 900	544, 100
69		499, 000	559, 500	69		485, 400	544, 900
70		499, 500	560, 400	70		485, 900	545, 800
71		500, 000	561, 300	71		486, 400	546, 700
72		500, 500	562, 200	72		486, 900	547, 600
73		500, 900	563, 000	73		487, 300	548, 400
74		501, 400		74		487, 800	
75		501, 800		75		488, 200	
76		502, 200		76		488, 700	
77		502, 700		77		489, 200	
78		503, 300		78		489, 800	
79		503, 800		79		490, 400	
80		504, 200		80		490, 800	

81		504,700		
82		505,300		
83		505,900		
84		506,400		
85		506,900		
定年	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
前再	月額	月額	月額	月額
任用	円	円	円	円
短時	312,900	356,500	412,800	488,500
間勤				
務職				
員				

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料	給料	給料	給料	給料
定年		円	円	円	円	円	円
前再	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300
任用	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000
短時	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600
間勤	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200
務職	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700
員以	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300
外の	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900
職員	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400

81		491,300		
82		491,900		
83		492,500		
84		493,000		
85		493,500		
定年	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
前再	月額	月額	月額	月額
任用	円	円	円	円
短時	301,700	344,400	399,500	473,300
間勤				
務職				
員				

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料	給料	給料	給料	給料
定年		円	円	円	円	円	円
前再	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700
任用	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400
短時	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000
間勤	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600
務職	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200
員以	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800
外の	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400
職員	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900

23	238, 900	264, 000	291, 700	313, 400	359, 000	407, 700		23	226, 700	253, 200	280, 800	302, 600	347, 900	396, 200
24	239, 700	264, 800	292, 400	314, 500	360, 500	408, 800		24	227, 600	254, 000	281, 600	303, 800	349, 400	397, 300
25	240, 600	265, 600	293, 100	315, 700	361, 900	409, 900		25	228, 500	254, 800	282, 400	305, 000	350, 900	398, 400
26	241, 500	266, 400	294, 000	316, 900	363, 400	411, 000		26	229, 400	255, 600	283, 300	306, 200	352, 400	399, 500
27	242, 400	267, 200	294, 900	318, 000	364, 900	412, 100		27	230, 300	256, 400	284, 200	307, 300	353, 900	400, 600
28	243, 300	268, 000	295, 600	319, 200	366, 300	413, 200		28	231, 200	257, 200	285, 000	308, 500	355, 300	401, 700
29	244, 100	268, 700	296, 400	320, 400	367, 700	414, 000		29	232, 100	258, 000	285, 800	309, 800	356, 700	402, 500
30	244, 900	269, 500	297, 400	321, 600	369, 300	414, 800		30	233, 000	258, 800	286, 900	311, 000	358, 300	403, 300
31	245, 600	270, 300	298, 300	322, 800	370, 700	415, 500		31	233, 900	259, 600	287, 900	312, 200	359, 800	404, 100
32	246, 400	271, 100	299, 300	324, 000	372, 200	416, 300		32	234, 800	260, 400	288, 900	313, 400	361, 300	404, 900
33	247, 100	271, 900	300, 300	325, 100	373, 400	416, 700		33	235, 600	261, 200	289, 900	314, 600	362, 500	405, 300
34	247, 700	272, 700	301, 400	326, 200	374, 500	417, 300		34	236, 400	262, 000	291, 000	315, 700	363, 600	405, 900
35	248, 400	273, 300	302, 400	327, 400	375, 700	417, 800		35	237, 200	262, 700	292, 000	316, 900	364, 800	406, 400
36	249, 100	274, 100	303, 300	328, 600	376, 800	418, 200		36	238, 000	263, 500	293, 000	318, 100	365, 900	406, 800
37	249, 800	275, 000	304, 300	329, 800	377, 800	418, 600		37	238, 800	264, 400	294, 000	319, 300	366, 900	407, 200
38	250, 400	275, 800	305, 300	331, 000	378, 600	418, 800		38	239, 600	265, 200	295, 000	320, 600	367, 700	407, 400
39	251, 000	276, 600	306, 300	332, 300	379, 500	419, 100		39	240, 400	266, 000	296, 000	321, 900	368, 700	407, 700
40	251, 600	277, 300	307, 300	333, 500	380, 600	419, 400		40	241, 200	266, 800	297, 000	323, 100	369, 800	408, 000
41	252, 200	278, 000	308, 200	334, 400	381, 600	419, 700		41	241, 800	267, 600	298, 000	324, 000	370, 800	408, 300
42	252, 800	278, 800	309, 400	335, 600	382, 600	420, 000		42	242, 400	268, 400	299, 200	325, 200	371, 800	408, 600
43	253, 400	279, 600	310, 500	336, 800	383, 600	420, 300		43	243, 000	269, 200	300, 300	326, 400	372, 800	408, 900
44	253, 900	280, 300	311, 600	338, 000	384, 500	420, 600		44	243, 500	270, 000	301, 400	327, 600	373, 700	409, 200
45	254, 300	281, 000	312, 600	338, 900	385, 300	420, 800		45	244, 000	270, 700	302, 500	328, 700	374, 500	409, 400
46	254, 900	281, 800	313, 700	339, 900	386, 100	421, 100		46	244, 600	271, 500	303, 600	329, 700	375, 300	409, 700
47	255, 300	282, 600	314, 800	340, 900	387, 000	421, 400		47	245, 100	272, 300	304, 700	330, 700	376, 200	410, 000
48	255, 700	283, 300	315, 800	341, 800	387, 800	421, 700		48	245, 500	273, 100	305, 800	331, 600	377, 000	410, 300
49	256, 100	284, 000	316, 900	342, 700	388, 300	421, 900		49	245, 900	273, 800	306, 900	332, 500	377, 500	410, 500
50	256, 600	284, 700	317, 900	343, 600	389, 100	422, 100		50	246, 400	274, 600	308, 000	333, 500	378, 300	410, 800
51	257, 100	285, 300	319, 000	344, 600	389, 900	422, 400		51	246, 900	275, 300	309, 100	334, 500	379, 100	411, 100
52	257, 600	286, 000	320, 100	345, 500	390, 700	422, 700		52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900	411, 400
53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100	422, 900		53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411, 600
54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800	423, 200		54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000	411, 900
55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500	423, 500		55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700	412, 200
56	258, 800	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100	423, 800		56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300	412, 500
57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500	424, 000		57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700	412, 700
58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000			58	249, 200	280, 200	316, 200	339, 400	383, 200	
59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600			59	249, 500	280, 900	317, 200	339, 900	383, 800	
60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200			60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400	
61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600			61	250, 100	282, 100	319, 000	341, 100	384, 800	
62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100			62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300	
63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600			63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800	
64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100			64	251, 000	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300	
65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700			65	251, 300	284, 700	321, 800	343, 800	386, 900	
66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200			66	251, 600	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400	

67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800		67	251, 900	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000
68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400		68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600
69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900		69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100
70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400		70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400	389, 600
71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800		71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900	390, 100
72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200		72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400	390, 600
73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500		73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900	390, 900
74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000		74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400	391, 400
75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400		75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900	391, 800
76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800		76	254, 300	291, 200	327, 500	349, 300	392, 200
77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200		77	254, 500	291, 600	328, 100	349, 600	392, 600
78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700			78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900	
79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900			79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100	
80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200			80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400	
81	265, 700	301, 800	339, 500	360, 700			81	255, 500	292, 800	330, 000	350, 900	
82	266, 000	302, 000	339, 800	361, 000			82	255, 800	293, 100	330, 400	351, 200	
83	266, 300	302, 300	340, 000	361, 300			83	256, 100	293, 400	330, 600	351, 500	
84	266, 500	302, 600	340, 300	361, 600			84	256, 300	293, 700	330, 900	351, 800	
85	266, 700	302, 800	340, 700	362, 000			85	256, 500	293, 900	331, 300	352, 200	
86		303, 000	341, 100	362, 300			86		294, 100	331, 700	352, 500	
87		303, 200	341, 400	362, 600			87		294, 300	332, 000	352, 800	
88		303, 400	341, 700	362, 900			88		294, 500	332, 300	353, 100	
89		303, 800	342, 000	363, 300			89		294, 900	332, 600	353, 500	
90		304, 000	342, 200	363, 600			90		295, 100	332, 800	353, 800	
91		304, 200	342, 600	363, 800			91		295, 300	333, 200	354, 100	
92		304, 400	342, 900	364, 100			92		295, 500	333, 500	354, 400	
93		304, 800	343, 100	364, 400			93		295, 900	333, 700	354, 700	
94		305, 000	343, 400	364, 800			94		296, 100	334, 000	355, 100	
95		305, 200	343, 700	365, 200			95		296, 300	334, 300	355, 500	
96		305, 500	343, 900	365, 600			96		296, 600	334, 600	355, 900	
97		305, 800	344, 100	366, 100			97		296, 900	334, 800	356, 400	
98		306, 000	344, 400	366, 500			98		297, 100	335, 100	356, 800	
99		306, 200	344, 700	366, 900			99		297, 300	335, 400	357, 200	
100		306, 500	344, 900	367, 300			100		297, 600	335, 600	357, 600	
101		306, 800	345, 100	367, 800			101		297, 900	335, 800	358, 100	
102		307, 000	345, 300	368, 200			102		298, 100	336, 000	358, 500	
103		307, 200	345, 700	368, 600			103		298, 300	336, 400	358, 900	
104		307, 500	345, 900	369, 000			104		298, 600	336, 600	359, 300	
105		307, 800	346, 100	369, 500			105		298, 900	336, 800	359, 800	
106			346, 400	369, 900			106			337, 200	360, 200	
107			346, 800	370, 300			107			337, 600	360, 600	
108			347, 200	370, 700			108			338, 000	361, 000	
109			347, 600	371, 200			109			338, 200	361, 500	
定 年		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定 年		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

前再任用	円 201,300	円 227,900	円 257,300	円 271,300	円 297,800	円 340,000
短時間勤務職員						

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年		円	円	円	円	円	円
前再任用	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
短時間勤務職員	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
員以外	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
外の職員	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500

前再任用	円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300	円 328,400
短時間勤務職員						

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年		円	円	円	円	円	円
前再任用	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
短時間勤務職員	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
員以外	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
外の職員	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900

28	266, 400	284, 200	307, 000	325, 200	360, 700	422, 300		28	252, 900	272, 400	296, 000	314, 300	349, 900	410, 700
29	267, 200	285, 200	307, 700	325, 900	361, 900	423, 800		29	253, 700	273, 400	296, 700	315, 100	351, 100	412, 200
30	267, 900	285, 900	308, 400	327, 000	363, 400	425, 300		30	254, 500	274, 100	297, 500	316, 200	352, 600	413, 700
31	268, 600	286, 600	309, 100	328, 100	364, 900	426, 800		31	255, 200	274, 800	298, 300	317, 300	354, 100	415, 200
32	269, 300	287, 300	309, 900	329, 100	366, 400	428, 100		32	255, 900	275, 500	299, 100	318, 400	355, 600	416, 500
33	270, 100	287, 900	310, 600	330, 200	367, 600	429, 300		33	256, 700	276, 200	299, 800	319, 500	356, 800	417, 600
34	270, 700	288, 500	311, 400	331, 200	369, 100	430, 400		34	257, 500	276, 800	300, 600	320, 600	358, 300	418, 700
35	271, 300	289, 000	312, 100	332, 300	370, 500	431, 600		35	258, 300	277, 300	301, 400	321, 700	359, 700	419, 800
36	271, 800	289, 400	312, 800	333, 400	371, 900	432, 800		36	259, 000	277, 800	302, 100	322, 800	361, 100	421, 000
37	272, 400	289, 800	313, 500	334, 500	373, 300	434, 100		37	259, 700	278, 300	302, 900	323, 900	362, 500	422, 300
38	273, 100	290, 400	314, 300	335, 600	374, 300	435, 200		38	260, 600	278, 900	303, 700	325, 100	363, 500	423, 400
39	273, 800	290, 900	315, 100	336, 700	375, 700	436, 400		39	261, 500	279, 400	304, 500	326, 200	364, 900	424, 600
40	274, 500	291, 300	315, 900	337, 800	377, 000	437, 600		40	262, 300	279, 900	305, 300	327, 300	366, 200	425, 700
41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300	438, 800		41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900
42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700	439, 800		42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900
43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000	440, 900		43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000
44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300	442, 000		44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100
45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800	443, 000		45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000	431, 100
46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000	443, 500		46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600
47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100	444, 000		47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200
48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300	444, 400		48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600
49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400	445, 000		49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200
50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300	445, 500		50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700
51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300	445, 900		51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100
52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200	446, 400		52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600
53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800	446, 900		53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100
54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600	447, 300		54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500
55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400	447, 600		55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800
56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900		56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100
57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300		57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500
58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600	448, 700		58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800	436, 900
59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300	449, 000		59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500	437, 200
60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900	449, 300		60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100	437, 500
61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500	449, 700		61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700	437, 900
62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100			62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300	
63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800			63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000	
64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400			64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600	
65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100			65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300	
66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600			66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800	
67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200			67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400	
68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700			68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900	
69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100			69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300	
70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700			70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900	
71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100			71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400	

72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400		72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700
73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700		73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000
74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200		74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500
75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600		75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900
76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900		76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200
77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200		77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500
78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700		78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000
79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200		79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500
80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600		80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900
81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900		81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200
82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300		82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600
83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800		83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100
84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200		84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500
85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600		85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900
86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900	409, 000		86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600	398, 300
87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500	409, 500		87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200	398, 800
88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000	409, 900		88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700	399, 200
89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300	410, 300		89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000	399, 600
90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800	410, 700		90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500	400, 000
91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100	411, 200		91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900	400, 500
92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400	411, 600		92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200	400, 900
93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000	412, 000		93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800	401, 300
94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500			94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300	
95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000			95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800	
96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500			96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300	
97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100			97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900	
98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600			98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400	
99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100			99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900	
100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500			100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300	
101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100			101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900	
102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600			102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400	
103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100			103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900	
104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600			104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400	
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200			105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000	
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600			106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400	
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100			107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900	
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600			108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400	
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200			109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000	
110	306, 500	337, 800	372, 400				110	297, 600	328, 500	362, 600		
111	306, 700	338, 100	372, 900				111	297, 800	328, 800	363, 100		
112	307, 000	338, 400	373, 300				112	298, 100	329, 100	363, 500		
113	307, 300	338, 700	373, 700				113	298, 400	329, 400	363, 900		
114	307, 500	339, 100	374, 100				114	298, 600	329, 800	364, 300		
115	307, 800	339, 400	374, 600				115	298, 900	330, 100	364, 800		

<u>116</u>	<u>308,000</u>	<u>339,700</u>	<u>375,100</u>			<u>116</u>	<u>299,100</u>	<u>330,400</u>	<u>365,300</u>		
<u>117</u>	<u>308,300</u>	<u>339,900</u>	<u>375,500</u>			<u>117</u>	<u>299,400</u>	<u>330,600</u>	<u>365,700</u>		
<u>118</u>	<u>308,500</u>	<u>340,200</u>	<u>376,000</u>			<u>118</u>	<u>299,700</u>	<u>330,900</u>	<u>366,200</u>		
<u>119</u>	<u>308,800</u>	<u>340,500</u>	<u>376,500</u>			<u>119</u>	<u>300,000</u>	<u>331,200</u>	<u>366,700</u>		
<u>120</u>	<u>309,100</u>	<u>340,700</u>	<u>377,000</u>			<u>120</u>	<u>300,300</u>	<u>331,400</u>	<u>367,200</u>		
<u>121</u>	<u>309,400</u>	<u>340,900</u>	<u>377,300</u>			<u>121</u>	<u>300,600</u>	<u>331,600</u>	<u>367,500</u>		
<u>122</u>	<u>309,700</u>	<u>341,200</u>				<u>122</u>	<u>301,000</u>	<u>331,900</u>			
<u>123</u>	<u>310,000</u>	<u>341,500</u>				<u>123</u>	<u>301,300</u>	<u>332,200</u>			
<u>124</u>	<u>310,300</u>	<u>341,800</u>				<u>124</u>	<u>301,600</u>	<u>332,500</u>			
<u>125</u>	<u>310,500</u>	<u>342,000</u>				<u>125</u>	<u>301,800</u>	<u>332,700</u>			
<u>126</u>	<u>310,700</u>	<u>342,300</u>				<u>126</u>	<u>302,000</u>	<u>333,000</u>			
<u>127</u>	<u>311,000</u>	<u>342,600</u>				<u>127</u>	<u>302,300</u>	<u>333,400</u>			
<u>128</u>	<u>311,400</u>	<u>342,800</u>				<u>128</u>	<u>302,700</u>	<u>333,600</u>			
<u>129</u>	<u>311,600</u>	<u>343,000</u>				<u>129</u>	<u>302,900</u>	<u>333,800</u>			
<u>130</u>	<u>311,900</u>	<u>343,200</u>				<u>130</u>	<u>303,200</u>	<u>334,000</u>			
<u>131</u>	<u>312,200</u>	<u>343,500</u>				<u>131</u>	<u>303,600</u>	<u>334,400</u>			
<u>132</u>	<u>312,600</u>	<u>343,700</u>				<u>132</u>	<u>304,000</u>	<u>334,600</u>			
<u>133</u>	<u>312,800</u>	<u>344,000</u>				<u>133</u>	<u>304,200</u>	<u>334,900</u>			
<u>134</u>	<u>313,100</u>	<u>344,400</u>				<u>134</u>	<u>304,500</u>	<u>335,300</u>			
<u>135</u>	<u>313,400</u>	<u>344,800</u>				<u>135</u>	<u>304,800</u>	<u>335,700</u>			
<u>136</u>	<u>313,700</u>	<u>345,200</u>				<u>136</u>	<u>305,100</u>	<u>336,100</u>			
<u>137</u>	<u>313,900</u>	<u>345,500</u>				<u>137</u>	<u>305,300</u>	<u>336,400</u>			
<u>138</u>	<u>314,200</u>	<u>345,900</u>				<u>138</u>	<u>305,600</u>	<u>336,800</u>			
<u>139</u>	<u>314,500</u>	<u>346,300</u>				<u>139</u>	<u>305,900</u>	<u>337,200</u>			
<u>140</u>	<u>314,800</u>	<u>346,700</u>				<u>140</u>	<u>306,200</u>	<u>337,600</u>			
<u>141</u>	<u>315,000</u>	<u>347,000</u>				<u>141</u>	<u>306,400</u>	<u>337,900</u>			
<u>142</u>	<u>315,300</u>	<u>347,400</u>				<u>142</u>	<u>306,800</u>	<u>338,300</u>			
<u>143</u>	<u>315,700</u>	<u>347,700</u>				<u>143</u>	<u>307,200</u>	<u>338,600</u>			
<u>144</u>	<u>316,000</u>	<u>348,100</u>				<u>144</u>	<u>307,500</u>	<u>339,000</u>			
<u>145</u>	<u>316,200</u>	<u>348,400</u>				<u>145</u>	<u>307,700</u>	<u>339,300</u>			
<u>146</u>	<u>316,400</u>	<u>348,800</u>				<u>146</u>	<u>307,900</u>	<u>339,700</u>			
<u>147</u>	<u>316,700</u>	<u>349,200</u>				<u>147</u>	<u>308,200</u>	<u>340,100</u>			
<u>148</u>	<u>317,000</u>	<u>349,600</u>				<u>148</u>	<u>308,600</u>	<u>340,500</u>			
<u>149</u>	<u>317,200</u>	<u>349,900</u>				<u>149</u>	<u>308,800</u>	<u>340,800</u>			
<u>150</u>	<u>317,400</u>	<u>350,300</u>				<u>150</u>	<u>309,000</u>	<u>341,200</u>			
<u>151</u>	<u>317,700</u>	<u>350,700</u>				<u>151</u>	<u>309,300</u>	<u>341,600</u>			
<u>152</u>	<u>318,000</u>	<u>351,100</u>				<u>152</u>	<u>309,600</u>	<u>342,000</u>			
<u>153</u>	<u>318,400</u>	<u>351,400</u>				<u>153</u>	<u>310,000</u>	<u>342,300</u>			
<u>154</u>	<u>318,600</u>					<u>154</u>	<u>310,200</u>				
<u>155</u>	<u>318,800</u>					<u>155</u>	<u>310,400</u>				
<u>156</u>	<u>319,100</u>					<u>156</u>	<u>310,700</u>				
<u>157</u>	<u>319,400</u>					<u>157</u>	<u>311,000</u>				
<u>158</u>	<u>319,700</u>					<u>158</u>	<u>311,300</u>				
<u>159</u>	<u>320,000</u>					<u>159</u>	<u>311,600</u>				

160	320,300						160	311,900					
161	320,700						161	312,300					
162	321,000						162	312,600					
163	321,300						163	312,900					
164	321,600						164	313,200					
165	322,000						165	313,600					
166	322,300						166	313,900					
167	322,600						167	314,200					
168	322,900						168	314,500					
169	323,300						169	314,900					
定年	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
前再	円	円	円	円	円	円	前再	円	円	円	円	円	円
任用	248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	任用	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900
短時間勤務職員							短時間勤務職員						

第2条 三豊市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
<p>第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ、在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条から第29条までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の</p>	<p>第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ、在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条から第29条までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の</p>

規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」
とする。

4・5 略

(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の106.25

を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25

を乗じて得た額の総額

3～5 略

規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とし、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4・5 略

(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

(三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年三豊市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。)である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)については、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	円 <u>405,000</u>
2	<u>455,000</u>
3	<u>508,000</u>
4	<u>574,000</u>
5	<u>655,000</u>
6	<u>765,000</u>
7	<u>893,000</u>

2~4 略

(給与条例の適用除外等)

第8条 三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「給与条例」という。)第4条、第5条、第12条から第15条まで、第24条及び第29条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「管理職手当受給職員」とあるのは「三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。

第9条 第2条第2項、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員(企業職員である職員を除く。以下「任期付職員」という)については、次の給料表を適用する。

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。)である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)については、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	円 <u>392,000</u>
2	<u>440,000</u>
3	<u>492,000</u>
4	<u>555,000</u>
5	<u>634,000</u>
6	<u>740,000</u>
7	<u>864,000</u>

2~4 略

(給与条例の適用除外等)

第8条 三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「給与条例」という。)第4条、第5条、第12条から第15条まで、第24条及び第29条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「管理職手当受給職員」とあるのは「三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。

第9条 第2条第2項、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員(企業職員である職員を除く。以下「任期付職員」という)については、次の給料表を適用する。

<u>職務の級</u>	<u>給料月額</u>
1級	円 <u>200,300</u>
2級	227,800
3級	269,500
4級	290,100
5級	305,700
6級	331,900
7級	374,800
8級	409,200

<u>職務の級</u>	<u>給料月額</u>
1級	円 <u>192,000</u>
2級	<u>219,500</u>
3級	<u>260,000</u>
4級	<u>279,700</u>
5級	<u>294,900</u>
6級	<u>320,600</u>
7級	<u>362,700</u>
8級	<u>396,200</u>

2・3 略

2・3 略

第4条 三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第8条 三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「給与条例」という。)第4条、第5条、第12条から第15条まで、第24条及び第29条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。	(給与条例の適用除外等) 第8条 三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「給与条例」という。)第4条、第5条、第12条から第15条まで、第24条及び第29条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。
2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「管理職手当受給職員」とあるのは「三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の176.25</u> 」 とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「管理職手当受給職員」とあるのは「三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の177.5</u> 」とする。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の三豊市職員の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」と総称する。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の三豊市職員の給

与に関する条例及び第3条の規定による改正前の三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第118号

三豊市駐輪場条例の一部改正について

三豊市駐輪場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 1 号

三豊市駐輪場条例の一部を改正する条例

三豊市駐輪場条例（平成24年三豊市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐輪場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>三豊市高瀬駅</td><td>三豊市高瀬町新名715番地1、738</td></tr><tr><td>駐輪場</td><td>番地2</td></tr><tr><td>三豊市みの駅</td><td>三豊市三野町下高瀬1944番地8、</td></tr><tr><td>駐輪場</td><td>1944番地8地先</td></tr><tr><td>三豊市比地大</td><td>三豊市豊中町比地大1082番地1、</td></tr><tr><td>駅駐輪場</td><td>1083番地7</td></tr><tr><td>三豊市本山駅</td><td>三豊市豊中町岡本1598番地1</td></tr><tr><td>駐輪場</td><td></td></tr><tr><td>三豊市詫間駅</td><td>三豊市詫間町松崎708番地6</td></tr><tr><td>駐輪場</td><td></td></tr><tr><td>三豊市讃岐財</td><td>三豊市財田町財田上7279番地1</td></tr><tr><td>田駅駐輪場</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	三豊市高瀬駅	三豊市高瀬町新名715番地1、738	駐輪場	番地2	三豊市みの駅	三豊市三野町下高瀬1944番地8、	駐輪場	1944番地8地先	三豊市比地大	三豊市豊中町比地大1082番地1、	駅駐輪場	1083番地7	三豊市本山駅	三豊市豊中町岡本1598番地1	駐輪場		三豊市詫間駅	三豊市詫間町松崎708番地6	駐輪場		三豊市讃岐財	三豊市財田町財田上7279番地1	田駅駐輪場		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐輪場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>三豊市詫間駅</td><td>三豊市詫間町松崎708番地6</td></tr><tr><td>駐輪場</td><td></td></tr><tr><td>三豊市みの駅</td><td>三豊市三野町下高瀬1944番地8、</td></tr><tr><td>駐輪場</td><td>1944番地8地先</td></tr><tr><td>三豊市本山駅</td><td>三豊市豊中町岡本1598番地1</td></tr><tr><td>駐輪場</td><td></td></tr><tr><td>三豊市比地大</td><td>三豊市豊中町比地大1082番地1、</td></tr><tr><td>駅駐輪場</td><td>1083番地7</td></tr><tr><td>三豊市讃岐財</td><td>三豊市財田町財田上7279番地1</td></tr><tr><td>田駅駐輪場</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	三豊市詫間駅	三豊市詫間町松崎708番地6	駐輪場		三豊市みの駅	三豊市三野町下高瀬1944番地8、	駐輪場	1944番地8地先	三豊市本山駅	三豊市豊中町岡本1598番地1	駐輪場		三豊市比地大	三豊市豊中町比地大1082番地1、	駅駐輪場	1083番地7	三豊市讃岐財	三豊市財田町財田上7279番地1	田駅駐輪場	
名称	位置																																																
三豊市高瀬駅	三豊市高瀬町新名715番地1、738																																																
駐輪場	番地2																																																
三豊市みの駅	三豊市三野町下高瀬1944番地8、																																																
駐輪場	1944番地8地先																																																
三豊市比地大	三豊市豊中町比地大1082番地1、																																																
駅駐輪場	1083番地7																																																
三豊市本山駅	三豊市豊中町岡本1598番地1																																																
駐輪場																																																	
三豊市詫間駅	三豊市詫間町松崎708番地6																																																
駐輪場																																																	
三豊市讃岐財	三豊市財田町財田上7279番地1																																																
田駅駐輪場																																																	
名称	位置																																																
三豊市詫間駅	三豊市詫間町松崎708番地6																																																
駐輪場																																																	
三豊市みの駅	三豊市三野町下高瀬1944番地8、																																																
駐輪場	1944番地8地先																																																
三豊市本山駅	三豊市豊中町岡本1598番地1																																																
駐輪場																																																	
三豊市比地大	三豊市豊中町比地大1082番地1、																																																
駅駐輪場	1083番地7																																																
三豊市讃岐財	三豊市財田町財田上7279番地1																																																
田駅駐輪場																																																	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第119号

三豊市印鑑条例の一部改正について

三豊市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 1 号

三豊市印鑑条例の一部を改正する条例

三豊市印鑑条例（平成18年三豊市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回路で接続した端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この条において同じ。)で個人番号カード又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号) <u>第12条の2第4項第3号</u> に規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用して暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。	(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回路で接続した端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この条において同じ。)で個人番号カード又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号) <u>第12条の2第4項第2号</u> に規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用して暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。
2 略	2 略

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）附則第1条本文に規定する施行の日から施行する。

議案第120号

三豊市財田町国保高齢者保健福祉支援センター条例の一部改正について

三豊市財田町国保高齢者保健福祉支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市財田町国保高齢者保健福祉支援センター条例の一部を改正する条例

三豊市財田町国保高齢者保健福祉支援センター条例（平成18年三豊市条例第136号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(業務) 第3条 三豊市財田町国保高齢者保健福祉支援センター(以下「センター」という。)は、次の業務を行う。 (1) 略 (2) <u>三豊市地域包括支援センター</u> に関すること。 (削除) (削除) (3) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に規定する指定通所介護事業に関すること。 (4) 高齢者居住に関すること。 (削除) (削除) (デイサービスセンター) <u>第4条 第3条第3号</u> に規定する業務を行うため、センター内にデイサービスセンターを置く。 (高齢者生活福祉センター) <u>第5条 第3条第4号</u> に規定する業務を行うため、センター内に高齢者生活福祉センターを置く。 <u>第6条～第12条</u> 略	(業務) 第3条 三豊市財田町国保高齢者保健福祉支援センター(以下「センター」という。)は、次の業務を行う。 (1) 略 (2) <u>老人介護支援</u> に関すること。 (3) <u>介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する指定居宅介護支援事業</u> に関すること。 (4) <u>訪問看護</u> に関すること。 (5) <u>介護保険法に規定する指定訪問看護事業</u> に関すること。 (6) <u>介護保険法</u> に規定する指定通所介護事業に関すること。 (7) 高齢者居住に関すること。 (老人介護支援センター) <u>第4条 前条第2号及び第3号に規定する業務</u> を行うため、センター内に老人介護支援センターを置く。 (訪問看護ステーション) <u>第5条 第3条第4号及び第5号に規定する業務</u> を行うため、センター内に訪問看護ステーションを置く。 (デイサービスセンター) <u>第6条 第3条第6号</u> に規定する業務を行うため、センター内にデイサービスセンターを置く。 (高齢者生活福祉センター) <u>第7条 第3条第7号</u> に規定する業務を行うため、センター内に高齢者生活福祉センターを置く。 <u>第8条～第14条</u> 略

別表(第9条 関係)

三豊市財田町国保高齢者福祉支援センター使用料

事業名	使用料
高齢者 居住事業	略

別表(第11条 関係)

三豊市財田町国保高齢者福祉支援センター使用料

事業名	使用料
指定居宅介護事業	厚生労働大臣が定める基準による額 法定代理受領サービスであるときは、無料
指定訪問看護事業	厚生労働大臣が定める基準による額 法定代理受領サービスであるときは、その1割の額
指定通所介護事業	厚生労働大臣が定める基準による額 法定代理受領サービスであるときは、その1割の額
高齢者居住事業	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第121号

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 1 号

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三豊市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)</u> が行われた場合であって、 <u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断</u> の全部又は一部に相当すると認められるときは、 <u>同欄に掲げる</u> 健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、 <u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u> の結果を把握しなければならない。	2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)</u> の利用開始前の健康診断
<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)</u> の利用開始前の健康診断	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>
3・4 略	3・4 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第122号

三豊市幼保連携型認定こども園条例等の一部改正について

三豊市幼保連携型認定こども園条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市幼保連携型認定こども園条例等の一部を改正する条例

(三豊市幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第1条 三豊市幼保連携型認定こども園条例（令和2年三豊市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																											
<p>三豊市認定こども園条例 (設置)</p> <p>第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する保育所型認定こども園及び同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)を設置する。</p> <p>(名称、<u>類型</u>及び位置)</p> <p>第2条 認定こども園の名称、<u>類型</u>及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>類型</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>三豊市立松崎</td><td>保育所型認定</td><td>三豊市詫間町松崎</td></tr><tr><td>こども園</td><td>こども園</td><td>741番地1</td></tr><tr><td>三豊市立仁尾</td><td>幼保連携型認定</td><td>三豊市仁尾町仁尾</td></tr><tr><td>こども園</td><td>こども園</td><td>丁636番地1</td></tr><tr><td>三豊市立財田</td><td>幼保連携型認定</td><td>三豊市財田町財田</td></tr><tr><td>こども園</td><td>こども園</td><td>上1417番地1</td></tr></tbody></table> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第7条 市長は、認定こども園の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に認定こども園の管理を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に認定こども園の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定による保育に関する業務</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条</p>	名称	類型	位置	三豊市立松崎	保育所型認定	三豊市詫間町松崎	こども園	こども園	741番地1	三豊市立仁尾	幼保連携型認定	三豊市仁尾町仁尾	こども園	こども園	丁636番地1	三豊市立財田	幼保連携型認定	三豊市財田町財田	こども園	こども園	上1417番地1	<p>三豊市幼保連携型認定こども園条例 (設置)</p> <p>第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項 に規定する幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)を設置する。</p> <p>(名称 _____ 及び位置)</p> <p>第2条 認定こども園の名称 _____ 及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>三豊市立仁尾こども園</td><td>三豊市仁尾町仁尾丁636番地1</td></tr><tr><td>三豊市立財田こども園</td><td>三豊市財田町財田上1417番地1</td></tr></tbody></table>	名称	位置	三豊市立仁尾こども園	三豊市仁尾町仁尾丁636番地1	三豊市立財田こども園	三豊市財田町財田上1417番地1
名称	類型	位置																										
三豊市立松崎	保育所型認定	三豊市詫間町松崎																										
こども園	こども園	741番地1																										
三豊市立仁尾	幼保連携型認定	三豊市仁尾町仁尾																										
こども園	こども園	丁636番地1																										
三豊市立財田	幼保連携型認定	三豊市財田町財田																										
こども園	こども園	上1417番地1																										
名称	位置																											
三豊市立仁尾こども園	三豊市仁尾町仁尾丁636番地1																											
三豊市立財田こども園	三豊市財田町財田上1417番地1																											

各号に掲げる目標を達成するための教育に関する業務

(3) 認定こども園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、認定こども園の運営に関する事務のうち、保育の実施の決定その他の市長のみの権限に属する事務を除く業務

第8条 略

第7条 略

(三豊市保育所条例の一部改正)

第2条 三豊市保育所条例（平成18年三豊市条例第112号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
略		略	
三豊市立豊中保育所	三豊市豊中町本山甲2256番地1	三豊市立豊中保育所	三豊市豊中町本山甲2256番地1
三豊市立詫間保育所	三豊市詫間町詫間2024番地2	三豊市立松崎保育所	三豊市詫間町松崎2780番地445
		三豊市立詫間保育所	三豊市詫間町詫間2024番地2
		三豊市立須田保育所	三豊市詫間町詫間5798番地

(三豊市立学校条例の一部改正)

第3条 三豊市立学校条例（平成18年三豊市条例第205号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
学校の種類	名称	位置	学校の種類	名称	位置
略			略		
幼稚園	略		幼稚園	略	
三豊市立豊中幼稚園	三豊市豊中町上高野40番地1	三豊市立豊中幼稚園	三豊市豊中町上高野40番地1	三豊市立松崎幼稚園	三豊市詫間町松崎424番地1
	略		略		

(三豊市立幼稚園預かり保育及び延長保育条例の一部改正)

第4条 三豊市立幼稚園預かり保育及び延長保育条例（平成18年三豊市条例第208号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
別表(第2条関係) <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>三豊市立豊中幼稚園</td><td>三豊市豊中町上高野4025番地1</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	略		三豊市立豊中幼稚園	三豊市豊中町上高野4025番地1	略		別表(第2条関係) <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>三豊市立豊中幼稚園</td><td>三豊市豊中町上高野4025番地1</td></tr><tr><td>三豊市立松崎幼稚園</td><td>三豊市託間町松崎424番地1</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	略		三豊市立豊中幼稚園	三豊市豊中町上高野4025番地1	三豊市立松崎幼稚園	三豊市託間町松崎424番地1	略	
名称	位置																		
略																			
三豊市立豊中幼稚園	三豊市豊中町上高野4025番地1																		
略																			
名称	位置																		
略																			
三豊市立豊中幼稚園	三豊市豊中町上高野4025番地1																		
三豊市立松崎幼稚園	三豊市託間町松崎424番地1																		
略																			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第123号

三豊市立学校条例の一部改正について

三豊市立学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 1 号

三豊市立学校条例の一部を改正する条例

三豊市立学校条例（平成18年三豊市条例第205号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
学校の種類	名称	位置	学校の種類	名称	位置
小学校	略		小学校	略	
	三豊市立豊中小学校	三豊市豊中町笠田竹田393番地1		三豊市立桑山小学校	三豊市豊中町岡本188番地1
				三豊市立比地大	三豊市豊中町比地大25番地1
				小学校	14番地1
				三豊市立笠田小	三豊市豊中町笠田笠岡2192番地1
				三豊市立上高野小	三豊市豊中町上高野23番地1
				小学校	84番地
				三豊市立本山小	三豊市豊中町本山甲18番地1
				学校	93番地1
	略				略
	略				

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第124号

三豊市市民体育館条例の一部改正について

三豊市市民体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市市民体育館条例の一部を改正する条例

三豊市市民体育館条例（平成18年三豊市条例第234号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前																																															
別表(第5条関係)			別表(第5条関係)																																															
(1) 略			(1) 略																																															
(2) 豊中町体育館使用料			(2) 豊中町体育館使用料																																															
ア <u>アリーナ</u> を利用する場合			ア <u>メインアリーナ</u> を利用する場合																																															
(単位：円)			(単位：円)																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>空調設備</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1時間当たり</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>占 用 利 用</td> <td>アマチュア スポーツに 利用する場 合</td> <td>入場料の類 を徴収しな い場合</td> <td>1,200</td> <td><u>1,500</u></td> </tr> <tr> <td>合 用</td> <td>(レクリ エーション を含む。)</td> <td>入場料の類 を徴収する 場合</td> <td>2,400</td> <td><u>3,000</u></td> </tr> <tr> <td>アマチュア スポーツ以 外のものに 利用する場 合</td> <td>営利又は営 業のための ものに利用す る場合</td> <td>6,000</td> <td><u>7,500</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>営利又は営 業のための 宣伝を目的 とする場合</td> <td>12,000</td> <td><u>15,000</u></td> </tr> </tbody> </table>			区分		空調設備		1時間当たり		占 用 利 用	アマチュア スポーツに 利用する場 合	入場料の類 を徴収しな い場合	1,200	<u>1,500</u>	合 用	(レクリ エーション を含む。)	入場料の類 を徴収する 場合	2,400	<u>3,000</u>	アマチュア スポーツ以 外のものに 利用する場 合	営利又は営 業のための ものに利用す る場合	6,000	<u>7,500</u>		営利又は営 業のための 宣伝を目的 とする場合	12,000	<u>15,000</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1時間当たり</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>占 用 利 用</td> <td>アマチュアス ポーツに利用 する場合(レ クリエーショ ンを含む。)</td> <td>入場料の類 を徴収しな い場合</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td>クリエーショ ンを含む。)</td> <td>入場料の類 を徴収する 場合</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アマチュアス ポーツ以外の ものに利用す る場合</td> <td>営利又は営 業のための ものに利用す る場合</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>営利又は営 業のための 宣伝を目的 とする場合</td> <td>12,000</td> </tr> </tbody> </table>		区分		1時間当たり				占 用 利 用	アマチュアス ポーツに利用 する場合(レ クリエーショ ンを含む。)	入場料の類 を徴収しな い場合	1,200		クリエーショ ンを含む。)	入場料の類 を徴収する 場合	2,400		アマチュアス ポーツ以外の ものに利用す る場合	営利又は営 業のための ものに利用す る場合	6,000			営利又は営 業のための 宣伝を目的 とする場合	12,000
区分		空調設備																																																
	1時間当たり																																																	
占 用 利 用	アマチュア スポーツに 利用する場 合	入場料の類 を徴収しな い場合	1,200	<u>1,500</u>																																														
合 用	(レクリ エーション を含む。)	入場料の類 を徴収する 場合	2,400	<u>3,000</u>																																														
アマチュア スポーツ以 外のものに 利用する場 合	営利又は営 業のための ものに利用す る場合	6,000	<u>7,500</u>																																															
	営利又は営 業のための 宣伝を目的 とする場合	12,000	<u>15,000</u>																																															
区分		1時間当たり																																																
占 用 利 用	アマチュアス ポーツに利用 する場合(レ クリエーショ ンを含む。)	入場料の類 を徴収しな い場合	1,200																																															
	クリエーショ ンを含む。)	入場料の類 を徴収する 場合	2,400																																															
	アマチュアス ポーツ以外の ものに利用す る場合	営利又は営 業のための ものに利用す る場合	6,000																																															
		営利又は営 業のための 宣伝を目的 とする場合	12,000																																															
イ <u>柔剣道場</u> (2階) を利用する場合			イ <u>サブアリーナ</u> (2階) を利用する場合																																															
(単位：円)			(単位：円)																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>空調設備</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1時間当たり</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分		空調設備		1時間当たり					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1時間当たり</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分		1時間当たり																																		
区分		空調設備																																																
	1時間当たり																																																	
区分		1時間当たり																																																

占 用 利 用 す る 場 合	アマチュア スポーツに 収しない場 合	500	<u>500</u>
	アマチュア スポーツに 収する場合 (レクリエーション を含む。)	1,000	<u>1,000</u>
	アマチュア 営利又は営業 スポーツ以 外のものに 目的としな 利用する場 合	2,500	<u>2,500</u>
	アマチュア 営利又は営業 スポーツの宣伝 目的とする 場合	5,000	<u>5,000</u>

ウ 施設設備 を利用する場合
(単位: 円)

施設設備名	単位	使用料
放送設備	1式	5,000

エ ミーティングルームを利用する場合
(単位: 円)

1時間当たり	使用料(空調設備 含む。)
午前8時30分から午後10時 まで	300

備考

(削除)

1~4 略

5 2区画に区分した場合の使用料は、上記
金額の2分の1とする(空調設備を除く。)。

6・7 略

占 用 利 用 す る 場 合	アマチュア スポーツに 収しない場 合	500
	アマチュア スポーツに 収する場合 (レクリエーション を含む。)	1,000
	アマチュア 営利又は営業 スポーツ以 外のものに 目的としな 利用する場 合	2,500
	アマチュア 営利又は営業 スポーツの宣伝 目的とする 場合	5,000

ウ 附属施設・設備器具を利用する場合
(単位: 円)

使用施設設備名	単位	使用料
放送設備	1式	5,000

エ ミーティングルームを利用する場合
(単位: 円)

1時間当たり	使用料
午前8時30分から午後10時 まで	300

備考

1 冷暖房料を含む。

2~5 略

6 2区画に区分した場合の使用料は、上記
金額の2分の1とする_____。

7・8 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第125号

三豊市立学校体育施設利用条例の一部改正について

三豊市立学校体育施設利用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市立学校体育施設利用条例の一部を改正する条例

三豊市立学校体育施設利用条例（平成18年三豊市条例第240号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(利用対象体育施設)</u></p> <p>第2条 利用することのできる体育施設は、<u>三豊市立学校条例(平成18年条例第205号)第2条の市立学校の体育施設であって教育委員会規則で定めるもの</u>とする。</p>	<p><u>(利用施設)</u></p> <p>第2条 利用することのできる体育施設は、<u>別表第1のとおり</u> _____とする。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(利用日及び利用時間)</u></p> <p><u>第3条 前条の体育施設を利用することができる日及び時間は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 月曜日から金曜日まで(休業日を除く。) 午後6時から午後10時まで</u></p> <p><u>(2) 三豊市立学校の管理運営に関する規則(平成18年三豊市教育委員会規則第17号)第3条に規定する休業日(ただし、12月29日から翌年1月3日までの日は除く。) 午前9時から午後10時まで</u></p> <p><u>2 前項に規定する利用日及び利用時間は、三豊市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p>
<p><u>第3条 略</u></p> <p><u>(利用の手続)</u></p> <p><u>第4条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ<u>三豊市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>に申請し、許可を得なければならぬ。</u></p> <p><u>第5条～第8条 略</u></p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第9条 利用者</u> は、<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p><u>(使用料の减免)</u></p>	<p><u>(利用の手続)</u></p> <p><u>第5条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>に申請し、許可を得なければならぬ。</u></p> <p><u>第6条～第9条 略</u></p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第10条 第2条に定める体育施設を利用する者は、<u>別表第2</u>に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>(使用料の免除)</u></p>

第10条 市長は、教育委員会において必要があると認める場合は、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

第11条～第15条 略
(削除)

第11条 市長は、教育委員会において必要があると認める場合は、前条に定める使用料を免除することができる。

第12条～第16条 略

別表第1(第2条関係)

学校名	体育施設名	備考
三豊市立上高瀬小学校	屋内運動場	
瀬小学校	運動場	照明施設有り
三豊市立勝間野小学校	屋内運動場	
小学校	運動場	照明施設有り
三豊市立比地小学校	屋内運動場	
小学校	運動場	照明施設有り
三豊市立二ノ宮小学校	屋内運動場	
宮小学校	運動場	照明施設有り
三豊市立麻小学校	屋内運動場	
学校	運動場	照明施設有り
三豊市立山本小学校	屋内運動場	
小学校	運動場	
三豊市立大見小学校	屋内運動場	
小学校	運動場	照明施設有り
三豊市立下高瀬小学校	運動場	照明施設有り
瀬小学校		
三豊市立吉津小学校	屋内運動場	
小学校	運動場	照明施設有り
三豊市立桑山小学校	屋内運動場	
小学校	運動場	
三豊市立比地小学校	屋内運動場	
大小学校	運動場	
三豊市立笠田小学校	屋内運動場	
小学校	運動場	
三豊市立上高瀬小学校	屋内運動場	
野小学校	運動場	
三豊市立本山小学校	屋内運動場	
小学校	運動場	
三豊市立松崎小学校	屋内運動場	
小学校	運動場	
三豊市立詫間小学校	屋内運動場	
小学校	運動場	
三豊市立仁尾小学校	屋内運動場	
小学校	運動場	照明施設有り
三豊市立曾保小学校	屋内運動場	
小学校	運動場	照明施設有り
三豊市立財田小学校	屋内運動場	
小学校		

三豊市立高瀬	屋内運動場	
中学校	運動場	
三豊市立三野	屋内運動場	
津中学校	運動場	
三豊市立豊中	運動場	照明施設有り
中学校		
三豊市立詫間	屋内運動場	
中学校	運動場	
	武道館	
三豊市立仁尾	屋内運動場	
中学校	柔剣道場	
	運動場	
三豊市立和光	屋内運動場	
中学校	運動場	照明施設有り

別表 (第9条) 関係)

学校体育施設使用料

(単位: 円)

時間区分 施設区分	午前9時から午後10時 まで 1時間につき	夜間照 明 1時間につき	<u>空調設備</u> <u>1時間につき</u>
屋内運動場	500		<u>1,000</u>
運動場	250	1,000	
武道場	250		<u>300</u>

備考 屋内運動場を2区画に区分した場合の使用料は、上記金額の2分の1とする(空調設備を除く)。

別表2(第10条関係)

学校体育施設使用料

(単位: 円)

時間区分 施設区分	午前9時から午後10時 まで 1時間につき	夜間照明 1時間につき
屋内運動場	500	
運動場	250	1,000
武道館	250	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第126号

三豊総合病院企業団規約の一部変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり三豊総合病院企業団規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊総合病院企業団規約の一部を変更する規約

三豊総合病院企業団規約（平成22年1月20日香川県知事許可）の一部を次のように変更する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

改正後	改正前
(企業長) 第11条 略 <u>(副企業長)</u> <u>第12条 企業団に副企業長を置く。</u> <u>2 副企業長は、企業長が任命する。</u> <u>3 副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。</u> <u>4 副企業長の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。</u> <u>5 企業長は、任期中でも、副企業長を解任することができる。</u> <u>第13条～第17条 略</u>	(企業長) 第11条 略

附 則

この規約は、香川県知事の許可があった日から施行する。

議案第127号

工事請負契約の変更契約の締結について（令和6年度 三豊市立松崎地区就学前施設新築工事（建築））

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1 契約の目的	令和6年度 三豊市立松崎地区就学前施設新築工事（建築）
2 工事の場所	三豊市詫間町松崎地内
3 変更請負金額	479,836,500円
4 今回変更による増額	4,636,500円
5 契約の相手方	三豊市詫間町詫間300番地1 富士・神詫特定建設工事共同企業体 代表者 富士建設株式会社 代表取締役 真鍋 有紀子

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第128号

工事請負契約の変更契約の締結について（令和6年度 市民センター詫間（仮称）新築工事（建築））

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1 契約の目的	令和6年度 市民センター詫間（仮称）新築工事（建築）
2 工事の場所	三豊市詫間町詫間地内
3 変更請負金額	616,971,300円
4 今回変更による増額	16,371,300円
5 契約の相手方	三豊市詫間町詫間538番地1 神詫・富士特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社神詫組 代表取締役 詫間 正章

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第129号

工事請負契約の変更契約の締結について（令和6年度 三豊市立豊中小学校（仮称）新築工事（建築））

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|-------------|---|
| 1 契約の目的 | 令和6年度 三豊市立豊中小学校（仮称）新築工事（建築） |
| 2 工事の場所 | 三豊市豊中町笠田竹田地内 |
| 3 変更請負金額 | 2,932,179,800円 |
| 4 今回変更による増額 | 39,179,800円 |
| 5 契約の相手方 | 三豊市仁尾町仁尾辛15番地1
菅・金丸・田中特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社菅組 代表取締役社長 菅 徹夫 |

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第130号

工事請負契約の変更契約の締結について（令和6年度 三豊市立豊中小学校（仮称）新築工事（電気設備））

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|-------------|--|
| 1 契約の目的 | 令和6年度 三豊市立豊中小学校（仮称）新築工事（電気設備） |
| 2 工事の場所 | 三豊市豊中町笠田竹田地内 |
| 3 変更請負金額 | 295,182,800円 |
| 4 今回変更による増額 | 6,982,800円 |
| 5 契約の相手方 | 観音寺市観音寺町甲2645番地
株式会社久保電機
代表取締役 中川 晃良 |

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第131号

工事請負契約の変更契約の締結について（令和6年度 三豊市立豊中小学校（仮称）新築工事（機械設備））

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|-------------|--|
| 1 契約の目的 | 令和6年度 三豊市立豊中小学校（仮称）新築工事（機械設備） |
| 2 工事の場所 | 三豊市豊中町笠田竹田地内 |
| 3 変更請負金額 | 334,485,800円 |
| 4 今回変更による増額 | 23,185,800円 |
| 5 契約の相手方 | 観音寺市柞田町丁93番地34
株式会社四電工 観音寺営業所
所長 佐藤 直樹 |

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第132号

工事請負契約の変更契約の締結について（令和6年度 三豊市文化会館マーガレットホール特定天井改修その他工事）

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|-------------|---|
| 1 契約の目的 | 令和6年度 三豊市文化会館マーガレットホール特定天井改修その他工事 |
| 2 工事の場所 | 三豊市詫間町詫間地内 |
| 3 変更請負金額 | 671,050,600円 |
| 4 今回変更による増額 | 22,050,600円 |
| 5 契約の相手方 | 三豊市詫間町詫間300番地1
富士・神詫特定建設工事共同企業体
代表者 富士建設株式会社 代表取締役 眞鍋 有紀子 |

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第133号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 財産の種類 動産

2 取得する財産 三豊市立豊中小学校(仮称)物品

3 内訳

品名	数量
教室・職員室椅子	713脚
教室・職員室デスク	713台
その他物品	一式

4 契約の方法 指名競争入札

5 取得価額 39,380,000円

6 契約の相手方 三豊市高瀬町下勝間2349番地1

有限会社フジワラ

代表取締役 藤原 雅樹

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第134号

指定管理者の指定について（三豊市父母ヶ浜海水浴場施設）

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市父母ヶ浜海水浴場施設
- (2) 位 置 三豊市仁尾町仁尾乙203番地3他

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 三豊市詫間町松崎1642番地2
- (2) 名 称 一般社団法人三豊市観光交流局
- (3) 代表者 会長 樋口 憲一

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第135号

指定管理者の指定について（三豊市高瀬町老人デイサービスセンター）

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市高瀬町老人デイサービスセンター
- (2) 位 置 三豊市高瀬町比地中2986番地9

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 三豊市高瀬町比地中2986番地9
- (2) 名 称 特定非営利活動法人のぞみ荘
- (3) 代表者 理事 貞廣 敬子

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第136号

指定管理者の指定について（三豊市立松崎こども園（仮称））

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市立松崎こども園（仮称）
- (2) 位 置 三豊市詫間町松崎741番地1

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都千代田区神田神保町二丁目20番地
- (2) 名 称 株式会社小学館アカデミー
- (3) 代表者 代表取締役 喜田 力

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第137号

指定管理者の指定について（不動の滝カントリーパーク及び三豊市豊中コミュニティセンター）

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 不動の滝カントリーパーク及び三豊市豊中コミュニティセンター
- (2) 位 置 三豊市豊中町岡本3567番地6

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 三豊市高瀬町比地中1604番地1
- (2) 名 称 石井興産株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 石井 秀和

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第138号

指定管理者の指定について（三豊市緑ヶ丘総合運動公園）

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市緑ヶ丘総合運動公園
- (2) 位 置 三豊市高瀬町上高瀬751番地24他

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 名 称 ミクススポーツパートナーズ
- (2) 代表者 三豊市豊中町本山甲201番地1
一般社団法人三豊市文化・スポーツ振興事業団
代表理事 正田 尚記

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史